

宮城県再就職促進奨励金のご案内

宮城県では、事業主都合により離職を余儀なくされた方の早期再就職・正社員雇用を促進するため、下記の交付対象者を雇い入れた事業主の方に対し「宮城県再就職促進奨励金」を交付しています。

奨励金額

1人雇用につき

15万円



※申請する際は、必ず「宮城県再就職促進奨励金交付要綱」で交付要件等をご確認ください。

1. 交付対象者の要件：以下の項目を全て満たすことが必要です。

チェック欄

- | | |
|---|--|
| (1) 「計画対象被保険者」(再就職援助計画対象労働者証明書をお持ちの方)で、離職日以前に申請事業主と雇用予約を行っていない方 | |
| (2) 申請事業主による雇入れまでの間に他の事業主の事業所に一般被保険者等として雇用されたことがない方 | |
| (3) 計画対象被保険者として雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがない方 | |
| (4) 雇用保険被保険者としての資格取得義務がある方 | |
| (5) 雇入れ日から起算して過去1年間に申請事業主の事業所において、職場適用訓練や実習等を受講したことがない方 | |
| (6) 雇入れ日から起算して過去1年間に申請事業主との関係において、雇用、請負、委任の関係にない方、又は、出向、派遣、請負、委任の関係により当該申請事業主において就労したことがない方 | |
| (7) 雇入れ日時点で年齢が45歳以上70歳以下であり、宮城県内に居住している方 | |
| (8) 令和3年10月1日以降の雇入れであり、県内の事業所で就労している方 | |

2. 交付対象事業主：以下の項目を全て満たし、裏面の「交付対象措置」をとることが必要です。

チェック欄

- | | |
|---|--|
| (1) 直前に交付対象者を雇用していた事業主との関係が、(イ)両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にないこと、(ロ)取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物でないこと又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていないこと、(ハ)その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者の独立性が認められるものであること | |
| (2) 交付対象者の出勤簿等、交付対象者に対して支払われた賃金についての賃金台帳等、離職した労働者(日々雇い入れる者を除く。)の労働者名簿等の書類を保管している事業主であること | |
| (3) 交付対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること | |
| (4) 雇入れや人材育成に係る賃金の一部や経費を助成対象とする国又は県の各種助成金等の交付を受けていないこと | |
| (5) 申請事業主が国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人でないこと | |
| (6) 雇入れの前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇等又は雇止めをした事業主でないこと | |
| (7) 雇入れの前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に、当該交付対象者を雇い入れた事業所で内定取消をした事業主でないこと | |
| (8) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、雇入れの前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に、不正受給をした事業主でないこと | |
| (9) 暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営もしくは運営に関係している事業を行う事業主でないこと | |
| (10) 交付申請日の前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主でないこと | |
| (11) 県税の滞納等、奨励金の交付が適当でない認められる事業主でないこと | |

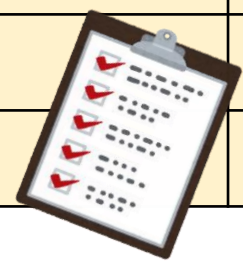
～ 裏面もご覧ください～



3. 交付対象措置：以下の措置をとることが必要です。	チェック欄
(1) 離職した日の翌日から起算して3か月を超えて6か月以内(※1)に、県内の事業所で正社員(※2)として雇い入れること、又は、当該離職日の翌日以降に有期雇用契約で雇い入れ、離職した日の翌日から起算して6か月以内に正社員に移行すること ※1：離職日の翌日から起算して3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合は、国の労働移動支援助成金(早期雇い入れ支援コース)が活用できる場合があります。要件等、詳しくはお近くのハローワークや厚生労働省HP等にご相談ください。 ※2：雇用期間の定めのない雇用契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上として雇用される者。	
(2) 交付対象者を一般被保険者等として雇い入れること	
(3) 被保険者(社会保険被保険者)としての資格を取得していること	
(4) 雇い入れた交付対象者を、雇入日から起算して6か月経過した日を超えて引き続き正社員として雇用していること	

※申請期限：交付対象者を正社員として雇用した日から起算して6か月経過した日の翌日から3か月以内に下記提出先に申請願います。

4. 必要書類「宮城再就職奨励金支給申請書(別記様式第1号)」に添付する書類は以下のとおりです。	チェック欄
(1) 公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画対象労働者証明書の写し	
(2) 交付対象者の雇用契約書の写し等、雇入日や期間の定めのない労働者として雇用されていること等が分かる書類の写し(労働条件の明示がされているもの)	
(3) 交付対象者の労働者名簿の写し	
(4) 雇入日から交付基準日までの間の、交付対象者の出勤簿等の写し	
(5) 入日から交付基準日までの間の、交付対象者の賃金台帳等の写し	
(6) 公共職業安定所長が交付する交付対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	
(7) 健康保険被保険者証の写し	
(8) 交付対象者が県内に居住していることが分かる書類の写し(運転免許証等)	
(9) 申請事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類の写し	
(10) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書原本(申請日前1か月以内に発行された、「全ての県税」について納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないことの証明)	
(11) 交付対象事業主の要件に該当していることの申立て及び情報提供の取扱いに関する同意について(別記様式第2号)	
(12) 奨励金の振込先口座番号等がわかる書類の写し	
(13) その他知事が必要と認める書類	



※さらに詳しい要件については、「宮城県再就職促進奨励金交付要綱」をご確認ください。※

■ 県雇用対策課ホームページより、様式等ダウンロード可能です。

https://*****

※その他、要綱や申請に係るQ&A等も掲載しております。

■ 申請書提出先(原則郵送にて送付願います。)

〒980-8570
 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
 宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班
 TEL: 022-211-2771
 FAX: 022-211-2769
 E-mail: koyour@pref.miyagi.lg.jp

検索 宮城県再就職促進奨励金

QRコード



パソコン、スマートフォンどちらからでもアクセスできます。